

■第4回板橋区景観賞の実施方針について

1 これまでの経緯

- 平成 31 年3月 板橋区景観賞の創設について第 11 回景観審議会に報告
- 令和元年6月 板橋区景観表彰制度実施要綱(以下、「要綱」とする。)の制定
- 令和2年1月 第1回板橋区景観賞の決定【要綱第3条(1)該当より5件を選定】



ブリリアとさわ台ソライエ
レジデンス(前野町二丁目)



東武東上線とさわ台駅舎
(常盤台一丁目)



イニシア蓮根氷川の杜
(蓮根二丁目)



プラウド志村坂上サンクアージュ
(志村一丁目)



東洋インキ SC ホールディングス
(加賀一丁目)

- 令和4年1月 第2回板橋区景観賞の決定【要綱第3条(2)該当より4件を選定】



NPO 法人とさわ台
しゃれ街協議会(団体)



板五米店(仲宿)



志村一里塚と斎藤商店
(小豆沢二丁目)



赤塚氷川神社(赤塚四丁目)

- 令和6年1月 第3回板橋区景観賞の決定【要綱第3条(1)該当より4件を選定】



ラティエラ板橋
(板橋一丁目)



アトラス加賀(加賀一丁目)



レジデンシャル上板橋
パークゲート(桜川三丁目)



ケアホーム板橋
サポートハウスココロネ板橋
(向原三丁目)

2 第4回板橋区景観賞の実施について

(1)表彰対象について

【要綱より抜粋】

(表彰対象)

第3条 表彰は、板橋区景観計画を踏まえ、板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認められる次の各号のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 表彰を行う年度の前年度までに条例第 21 条の規定による行為完了の報告がなされた建築物等の所有者、事業者(条例第2条第5号に規定する事業者をいう。以下同じ。)及び設計者
- (2) 継続的に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者やまちづくり活動の主体である個人、団体又は事業者で、自薦又は他薦により別記様式にて応募のあったもの(概ね 10 年以上の築年数または活動年数のものとし、その間の維持管理・活動等が適切に行われているもの、地域の身近な景観として定着したもの等とする。)
- (3) その他区長が表彰をするに値すると判断したもの

(2)実施方針について

第 13 回景観審議会(令和 2 年 9 月)にて、以下のとおり報告している。

今回の表彰において、対象となった景観協議物件は 411 件あったが、表彰された物件は 5 件に絞られていることから、表彰に値する物件を選ぶためには、相応の母数を確保することが必要であるといえる。また、選定に係る景観担当の事務量も多いことから、次回は 2 年後とし、今回実施できなかった既存の建築物やまちづくり活動を対象とし、4 年後に再び景観協議物件を対象に実施するスケジュールとしたい。

【スケジュール(案)】

- ・第 1 回(令和元年度):過去の景観協議物件【H23~28 年度協議かつ完了】
 - ↓ ※対象協議件数 865 件(5 年 5 か月)、うち完了 411 件
- ・第 2 回(令和 3 年度):既存の建築物やまちづくり活動
 - ↓ ※例えば、昭和レトロ建築、まちづくり協議会など
- ・第 3 回(令和 5 年度):過去の景観協議物件【~R2 年度協議かつ完了】
 - ↓ ※第1回で対象とした物件以降に完了報告がなされたもの
- ・第 4 回(令和 7 年度):既存の建築物やまちづくり活動
 - ↓

<以下、同様>

そのため、上記報告のとおり第4回板橋区景観賞は、要綱第3条第1項第2号(公募)を表彰対象とする。

(3)表彰候補の選定の流れ(案)

●表彰候補の選定①【区民への公募】

既存の建築物やまちづくり活動などについて、区民への公募を実施し、表彰候補の予備選定を行う(4～5月)。

公募件数が多数の場合、
20～30件へ絞り込み
(少数の場合、絞り込みなし)

令和7年4月～5月までに、広報、ホームページや掲示板等より周知し、区民へ表彰候補の公募を実施する。

公募件数が多数の場合、過去の協議実績等をふまえ、
景観担当による個別評価及び現地確認を経て、表彰候補を一次選定 20～30件程度

●表彰候補の選定②【景観アドバイザーへの意見聴取、表彰候補の選定】

景観担当による予備選定結果に対し、景観アドバイザーへの意見聴取を経て、表彰候補の選定を行う(6～8月)。

10件程度への
絞り込み

景観アドバイザーによる書類審査を行い、表彰候補に値するものと判断される物件の選定 10件程度

選定された物件について、景観担当と景観アドバイザーによる現地確認を経て、景観審議会部会に諮る
事務局評価を実施 事務局評価シート

●現地視察【部会委員による現地確認】

景観審議会部会での一次選考前に、現地視察を実施予定(9～10月)。

●景観審議会部会による一次選考(第28回景観審議会部会)

【一次選考】

表彰候補の10件程度について、事務局評価シートや現地視察を参考に、景観審議会に諮る物件の選考を行う。景観賞の授与 最大5件

●景観審議会による最終選考(第24回景観審議会)

(4)一次選考のポイント(案)

- ①板橋区景観賞・景観審議会奨励賞の対象物件の選定。
- ②板橋区景観賞に相応しい景観への配慮がなされているか。
- ③事務局評価に加えて、部会として付け加えるべき評価点の有無。

3 今後の予定

令和7年3月～	第4回板橋区景観賞公募に関する周知開始
令和7年4月～5月中旬	公募の受付開始～終了
令和7年6月～8月	景観アドバイザーへの意見聴取、表彰候補の選定
令和7年9月～10月	景観審議会部会委員による現地視察
令和7年11月ごろ	第28回板橋区景観審議会部会にて、第4回板橋区景観賞の一次選考
令和8年1月ごろ	第24回板橋区景観審議会にて、最終選考及び受賞者の決定
令和8年2月下旬	受賞者の公表及び景観パネル展の開催
令和8年3月中旬	表彰式の開催

【参考】

●景観担当による評価の視点

- ・ 敷地条件の難易度(敷地面積、接道条件、高低差など)
- ・ 景観上の重要度(景観要素の有無や関係性など)
- ・ 事業者・設計者の熱意(景観配慮への貢献意欲など)
- ・ 景観形成への貢献度(ガイドライン推奨レベルでの貢献など)

●景観アドバイザーの担当分野

- ・ 建築物の意匠、全体デザイン(神谷・土屋アドバイザー)
- ・ 外構・緑化計画(菅アドバイザー)
- ・ 建築物等の色彩計画(田邊アドバイザー)